

MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

平成 29 年 3 月 31 日

# 貸切バス等の安全確保対策に関する行政評価・監視 「ランドオペレーター」に関する中間公表

総務省では、現在、「貸切バス等の安全確保対策に関する行政評価・ 監視」を実施しています。

調査内容のうち、貸切バスの手配に介在するランドオペレーターについて、今般、国土交通省(観光庁)において新たな規制に関する旅行業法の改正法案が提出されたことから、今後の当該規制の検討に資するため、中間的に調査状況を国土交通省(観光庁)に参考連絡することとしましたので公表します。

#### (連絡先)

総務省行政評価局

評価監視官 (復興、国土交通担当)

担 当:木村、佐藤、今村

電 話:03-5253-5454(直通)

F A X:03-5253-5457

E-mail: https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html

※ 公表資料等は、総務省ホームページに掲載しています。
http://www.soumu.go.jp/main\_sosiki/hyouka/hyouka\_kansi\_n/ketsuka\_nendo/h28.html

# 「貸切バス等の安全確保対策に関する行政評価・監視」の中間公表について

### 【調査の概要】

- 〇 貸切バス等の安全確保対策を推進する観点から、貸切バス事業者及び旅行業者の 法令遵守状況、これら事業者に対する指導・監督状況等を調査(平成28年4月~)
- 〇 現在、以下の事項を中心に調査結果を取りまとめ中
- 1 貸切バス事業者に対する地方運輸局による監査等の徹底
- 2 旅行業者等に対する都道府県等による指導等(貸切バス事業者との契約関係の適正化)の徹底
- 3 "ランドオペレーター"の介在の実態と課題
  - ・ 貸切バス事業者へのアンケート・実地調査

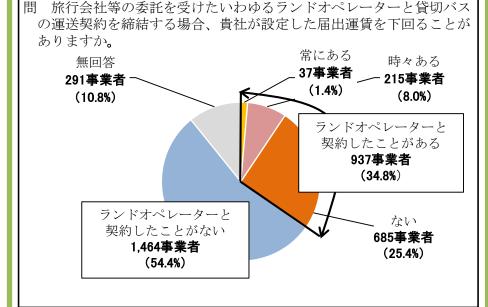


- ▶当省の調査のうち、"ランドオペレーター"の実態部分について、先行的に公表(国交省(観光庁)に参考通知)
- ※国交省(観光庁)において、これまで規制の対象となっていなかった"ランドオペレーター"を、 旅行業法に「旅行サービス手配業」(仮称)として位置付け、登録制の導入等を図る改正法案を、 今国会に提出中

### 【主な調査結果】

- 〇 貸切バス事業者とランドオペレーターとの 契約関係の実態
  - 当省のアンケート調査に回答のあった2,692貸切バス 事業者のうち、ランドオペレーターとの契約経験が ある事業者は937事業者(34.8%) ⇒ランドオペレーターという業態が浸透
  - 契約経験がある937事業者のうち、ランドオペレーター との契約で届出運賃を下回ることが「常にある」又は 「時々ある」と回答した事業者は252事業者(26.9%)

貸切バス事業者へのアンケート調査(2,692事業者から回答)



○ ランドオペレーターが介在した運行における 運賃・料金下限割れ事例

72貸切バス事業者中、9事業者において、 ランドオペレーター8社が介在した運行例が計18件あり うち、運賃・料金下限割れが5社10件あり

#### <主な下限割れ事例>

ランド オペレーター	運送引受書上の 運賃・料金(円)	届出運賃の 下限額(円)	差額(円)	収受率(%)
A	450,000	499, 290	-49, 290	90. 1
В	425, 000	435, 090	-10, 090	97.7
С	310,000	327, 520	-17, 520	94. 7
D	105, 000	114, 850	-9, 850	91.4
Е	66, 481	88, 850	-22, 369	74.8

- 貸切バス事業者が申込者をランドオペレーター と認識せず契約している事例
  - 貸切バス事業者が申込者の旅行業登録の有無を 確認していない事例(2事業者)
  - 運送引受書の「申込者」欄に記載されている電話 番号が、同欄に記載されている旅行業者のものでは なく、ランドオペレーターのものであることが判明した 事例(1事業者)



## 【国交省(観光庁)への参考通知】

- ランドオペレーターへの規制制度の検討に当たっては、本中間公表をも 参考に、効果的な制度の構築を図られたい
- また、制度施行の際、国交省(観光庁)は、新たな制度を導入後の適切な 周知、ランドオペレーターとしての登録の有無の確認方法の検討が必要
- 現在検討中の新たな制度が、ランドオペレーターによる法令違反行為等の 抑止力になり、貸切バス等の安全確保に資するものとなることを期待